

第9回移住労働者と連帯する 全国ワークショップ・新潟2012

2012年6月23、24日 新潟国際情報大学・中央キャンパス



「多民族・多文化共生社会」をテーマに、今年も恒例の全国ワークショップが行われた（主催・共催：新潟実行委員会、移住連、後援：新潟県、新潟市、(財)新潟県国際交流協会）。参加者は約200人となり、2日間に渡って活発に議論が交わされ、全国からの参加者がネットワークを深めた。鈴木江理子さん（国土舘大学）による記念講演「多民族・多文化共生社会への課題」では、地元新潟からの参加者も多く、その後行われた10分野に渡る分科会では、専門的な議論が活発に行われた。更に2日目の全大会では、震災、改定入管法をテーマに、幅広い議論が行われた。

<分科会>

- ・入管法 / 在留管理
- ・災害
- ・女性
- ・医療
- ・教育
- ・労働（技能実習を含む）
- ・難民 / 収容
- ・貧困
- ・包括的移民政策
- ・入門編

<全体会>

- ・全体会1 震災と外国籍住民
- ・全体会2 7.9改定入管法施行

<フィールドワーク>

- ・在日朝鮮人帰国事業の痕跡をたどる

第9回移住労働者と連帯する全国ワークショップ・新潟2012は、財団法人新潟県国際交流協会、財団法人新潟県勤労者福祉厚生財団からの助成を受けて開催しました。この場を借りて、お礼申し上げます。

震災と外国籍住民

阪神・淡路大震災や新潟県中越・中越沖地震といった、過去の震災からの復旧・復興の経験を踏まえ、東日本大震災において外国籍住民が直面した課題やこれからの地域づくりについて、鈴木江理子さん（国士舘大学）をコーディネーターに迎え、全体会が開催された。

まず、「東日本大震災における外国人の被災状況と多文化共生：石巻在住外国人へのアンケート調査から」と題して、東北学院大学の郭^{カク}基^キ煥^{カン}さんが、東日本大震災の被災地にて行った実態調査の報告を行った。アンケートは韓国語、中国語、タガログ語、英語で行われ、石巻市内に住む外国籍住民全てに郵送された。（400通発送、うち有効回答92通）。85%が移住女性で、出身国は中国32%、韓国24%、フィリピン23%だった。アンケートの結果は、これからの災害に強い地域づくりを進めていく上で大きな示唆を与えるものとなっていた。

例えば、「近隣日本人との関係」で言えば、同国出身者とのコミュニケーションがスムーズである場合、近隣日本人との関係も非常にスムーズである傾向にある。「地域、日本、出身国への一体感／アイデンティティ」の項目では、同国出身者とのコミュニケーションがスムーズであればあるほど、石巻に一体感を持つ傾向があることが分かった。

以上から、郭さんは、外国人の同国出身者同士の関係強化は地域との一体感を促進する可能性があるのでは、と話す。そして多文化共生社会の推進を考えると、外国人と日本人との交流や日本語教育の重要性と共に、外国人同士・同国人同士の交流の活性化も有効なのでは、と提起し、震災に強い地域づくりをする上で、大きな示唆を参加者に与えた。

その後、吉富志津代さん（大阪大学グローバルコラボレーションセンター、NPO法人多言語センターFACIL）が、「被災者がだれも排除されないために——コミュニティ防災の視点で考える移民との共生」と題し、阪神・淡路大震災後の地域づくりの経験から、「コミュニティ防災」の視点での東日本大震災での支援活動を紹介し、マイノリティに配慮した災害に強い

社会のあり方を提起した。吉富さんは東日本大震災においても多言語情報の発信やラジオを使った支援を行ったが、中でも重要な視点は「地域社会の双方向のコミュニケーション」と話す。マイノリティが生活するうえで重要な日本語を習得し、社会に参加する権利、そして母語で理解・表現する権利という「双方向性」により、住民（国籍や出身にかかわらず、そこに住んでいるすべての人）が誰も排除されない対等な社会参画であるコミュニティ防災活動が実現するという。

そして、新潟県中越（2004年）・中越沖（2007年）地震で外国人支援に携わり、東日本大震災でも福島県南相馬市などから被災者を市内に受け入れる活動を行った長岡市国際交流センターの羽賀友信さんが、これまでの経験とこれからの課題について発表した。外国人支援を、他の災害弱者を支援する仕組みの中に入れ、お年寄りや障がい者、子どもなど、多様性の中での総合的支援と連携を進めていく必要性を指摘した。また、社会福祉協議会によってボランティアセンターをつくるのではなく、ボランティアセンターの周りを外国人対応を含む専門家が囲むように「バックアップ」する「バックアップセンター方式」を実施し、有効に被災地支援・市内避難所受け入れ支援を行った取り組みが報告がされた。今後の課題として、国が早く情報提供をおこなう必要性、平常時の訓練をどうするか、行政・社会福祉協議会・民間の連携と、大使館との連携の必要性が提起された。

異なる時間軸、異なる地域、そして異なる視点（外国籍住民、NGO、コミュニティ、行政、国際交流センター）から、防災のための地域づくりについて議論が行われたのは意義深い。「外国人同士の交流の活性化」を念頭に、「地域社会の双方向のコミュニケーション」を実現し、震災の折には「多様性の中で、外国籍『住民』の総合的支援」を行うという、大きな、しかし具体的な課題を、全国から集まる参加者は受け止め、それぞれの地元での活用について考えることができた。

全体会2・分科会

入管法 / 在留管理

2009年に国会で成立、公布された改定入管法、改定住基法の骨格といえる主要な条文が施行された7月9日、いわゆる「新しい在留管理制度」がスタートした。今回の全国ワークショップはその直前に開かれたこともあって、両日とも改定入管法問題が常にメインテーマとして扱われた。

■ <1日目> 全体会

初日の開会挨拶後には、自由人権協会の旗手明さんより、今回の改定入管法の概要について講演が行なわれた。配布資料のタイトルは「改定入管法・改定住基法は何をもたらすか～深化する国家による外国人管理～」だった。

▼ 強い管理社会に進む日本

政府が2003年に非正規滞在者の半減計画を発表した時、半減は実現され、今はもっと減少している。米国やヨーロッパでは非正規滞在者がなかなか減少していない一方で、この国ではそれを成功させた。それは非常に管理が強い社会であることを意味している。最近浮上している社会保障・税番号制度などを見ると、外国人だけでなく日本国籍者に対しても日常的なコントロールがなされていることを私たちが自覚していないだけではと思える。

▼ 出入国管理と在留管理の両輪強化が完成段階に

ここ10年間、日本版US-VISITの導入など出入国管理の強化が進められ、それに加えて今回在留管理の強化がなされる。ある意味で在日外国人の管理強化が完成段階にさしかかっていると言える。1952年外登法制定時の背景には朝鮮戦争があったが、この間の法改定の背景には「対テロ戦争」がある。それは国対国の戦争ではなく、非国家主体のあらゆる個人が危険視され、監視が続けられることになる。そういう危機の時代に外国人の管理強化が繰り返されている。そういう大きな流れの中で今回の問題を捉えるならば、私たちの対応は従来の取組みとは違うものにならざるを得ないのではないか。

▼ 非正規滞在者をあぶり出す

今回の在留管理強化は、外国人を大きく3つのカテゴリー—特別永住者、中長期在留者、非正規滞在者—に分けて、それぞれ違うコントロールの仕方をするというのが特徴である。特別永住者については常時携帯義務の廃止など若干の管理緩和が見られたが、中長期在留者には徹底的な管理を行うことになった。入管は今回の改定の議論を始めた時から、「点から線へ」「二元的管理から一元的管理に」と、公然と外国人管理を強化すると言っており、その主たる対象が中長期在留者である。中長期在留者を徹底的に管理することによって、非正規滞在者をあぶり出していき、そういう作業が進行している。非正規滞在者が「見えない存在」になるという言い方がよくされるが、それよりも、非正規滞在者が日本でとても生きていけない状況をつくり出してあぶり出すものだ。そこが今回の法改定目的の最大のところだと考えるべきではないか。

▼ 監視の視線をどう克服するか

4月半ばに、カナダの監視社会論の学者であるデイヴィッド・ライアン氏が来日し講演を行なったが、そこでCrimmigrantという、Crime(罪)とimmigrant(移民)を合成した単語を耳にした。潜在的な犯罪者として外国人を見る視線のことを指すと私は受けとめた。この視線こそがこの間の様々な問題の根源にある問題である。もう一つ印象的だった言葉が「監視はマージナルな人々を追い詰める」というもの。まさに現在起こっている状況がそうである。どうしたらその視線、その状況をひっくり返していけるのか、このワークショップで活発な議論を期待したい。

■ <1日目> 分科会「入管法・在留管理」

この分科会には、研究者、弁護士、行政書士、市民団体、教員、自治体職員、地方議員、メディア関係者など多様な顔ぶれの参加者約25名が集まり、改定入管法への関心の高さが窺い知れた。地元新潟からも多くの方が参加した。

▼ 地域・自治体に焦点を置く

今回の改定入管法が及ぼす影響が非常に広範囲に渡るため、「入管法・在留管理」の分科会では、とくに地域・自治体に焦点を置き、問題に関する情報・意見交換と、法施行後に地域・自治体レベルで取り組むべき課題の整理を行うことを目指した。

まず、移住連入管法対策会議が1～3月に実施した「住基法改定に関する自治体アンケート」の結果が報告された。続いてフェリス女子大非常勤講師の山田貴夫さんから、自治体に求めるべき事項を整理した要請書案が提起された。要請書案には、①住民登録に移行されない外国人住民の記録の整備、②非正規滞在者の生存権、健康を享受する権利の保障、③地方行政の多言語化、多民族多文化理解の研修・教育の実施、外国籍住民の積極採用、などが盛り込まれている。とくに自治体行政との関連で、法施行後もっとも懸念されるのが、住民台帳に移行しない非正規滞在者が自治体の公的記録から排除されることによって現在保障されている公的サービスからも実質的に排除されてしまう点である。山田さんからは、川崎市では現在、外国人登録のない非正規滞在者が受ける行政サービスの質の低下がすでに起きてしまっているという指摘がなされた。その改善のために市議会を通じた問題提起が進められているとのことだ。

続いて多文化共生・自治体政策研究会の高柳俊哉さんから、さいたま市に関する現状について資料が提示され、外登法廃止にともなって各種条例規定の整備が自治体で行われていることや、さいたま市における仮住民票記載事項通知書の送付状況等について報告があった。今後の取組みとして、法令に基づく事業と市が単独で行なう事業各々における影響の精査や、各行政サービスの所管部署に対する、より詳細・具体的な要望活動の必要性が提起された。

▼ 仮住民票の送付状況に関して情報交換

各自治体から5月7日を基準日とした仮住民票記載事項通知の送付が法定事務としてなされたが、この通知に関する報告が多くあった。新宿区は6月中旬の区議会総務区民委員会で郵送発送の状況が報告されており、仮住民票対象者・非対象者合せて発送した31,540通のうち、約9,300通(29.5%)が戻ってきたことが明らかにされている。一方、6月6日の移住連省庁交渉の席で、仮住民票通知の送付状況(とくに戻ってきた件数の割合)について総務省に尋ねたところ、データどころか調査する考えすら持っていないという姿勢だった。

RINKの草加道常さんからは、仮住民票の名前表記欄が姓と名の2種類のみで、ミドルネームを持つブラジル人が自らの名前を正しく記載できなかったケースや、新制度では漢字表記は「正字」のみ認められることになったが、

仮住民票で本人の同意なく「正字」と簡体字が混合した別の表記に書き換えられていたケースなど、名前表記で実際に生じている問題が報告された。また、ヒューライツ大阪の藤本伸樹さん、コムスタカ(熊本)の中島眞一郎さんから、各々大阪府、熊本県内の市町村の対応について調査した結果をまとめた資料提供がなされた。

▼ 多様な論点が浮上

全体討論の時間では、地域・自治体に限らず、多様な問題が提起され、活発な議論が行なわれた。幾つかの論点をピックアップすると以下の通り。

- ・外国人登録から住民票に移行するに際して、戸籍のない外国籍者が日本国内における過去の住所歴や家族関係をどのように証明するのか。過去の住所歴は従来外国人登録の備考欄に書かれていたが、備考欄は住民票には移行されないため、7月9日以降は法務省に外国人登録原票の開示請求を行うこととなる。時間も大変かかる。また開示請求の場合、外国人登録原票のコピーが交付されるだけで公印はなく、公証力に疑問が残る。法実務者の立場からは、そもそも外国人登録原票記載事項証明書が持つ公証力がどこまであるかという問題もある。たとえば家族関係を証明するのは、本国(国籍国)政府が発行する証明書や、陳述書・宣誓書を取ることもよくある。
- ・「公用」の在留資格の場合、外国人登録にも住民票にも入らないため、自己を証明する手段が限られている。たとえば留学で上陸して後に日本で公用資格になった場合、その公用資格になった時期を証明できるものがない。
- ・旅行会社が、「在留カードに切り替えると、みなし再入国が認められる」と誤った案内を行なっているケースがある。
- ・非正規滞在者について、法施行後入管が不法就労助長罪の適用をどこまで厳格に行なうか、非常に懸念される。今回の法改定で、外国人の雇用者は不法就労助長罪だけで退去強制に該当することになった。実際に外国人雇用者が、非正規滞在者の雇用を切ってきているケースがある。法改定の効果がすでに現れてきている。
- ・6月1日に法務省から「在留期間5年を決定する際の考え方」案が提示されたが、非常にハードルが高い内容となっている。定住者に対しては日本語能力を、学齢期の子どもがいる場合はその子が通学していることが条件とされている。永住許可ガイドラインの一

要件とされている「最長の在留期間」との絡みで、永住資格の取得が困難となってしまうのではないかとこの懸念がある。

多様な論点と意見が交わされた反面、当初の目的であった地域・自治体で取り組むべき課題の整理は残念ながら時間の都合上十分に行なうことができなかった。最低限の要求事項として、▼法務省に返却することになる外国人登録原票のコピーをきちんと保存すること、可能ならばそれを証明書として発行できるようにする、▼2000年「外国人の医療と福祉に関する質問主意書」（大脇雅子議員）に対する政府回答のラインは最低限守らせる必要がある、などと整理された。

最後に、現在与党内で検討作業中にある共通番号制度についても問題提起され、法務省政務官が「日本人もこの番号がないと働けなくなる」と明確に堂々と言っていたことなどが紹介された。

■ <2日目> 全体会2

2日目に開かれた全体会でも、「7・9改定入管法施行」が取り上げられ、在日韓国人問題研究所の佐藤信行さんの進行のもと、様々な報告や意見表明がなされた。

▼ 仮住民票記載事項通知の送付状況

各自治体の状況、とりわけ5月7日を基準日に各自治体から送られた仮住民票記載事項通知について、移住連入管法対策会議で調査した結果が報告された。

多言語案内、相談窓口の設置、世帯構成通知書の発送、仮住民票対象外の人への通知発送など、自治体によって対応がかなり異なっている。各自治体の対応状況をまずしっかりとチェックすべきで、住民票に移行すべき人がきちんと移行されるように、また住民基本台帳に入れない人に対して最低限保障されている行政サービスがきちんと実施されることを各自治体に確認することが非常に大事である。

▼ 配偶者で在留する女性がさらされる危険

今回の改定法が、結婚関係で来日して在留資格を得た移住女性たちに本当に大きな影響を与えるものであることが語られた。

配偶者として来ている人たちへの徹底的な排斥が行なわれようとしている。法務省は当初偽装結婚対策だと説明していたが、その後明らかになったのは、真正な結婚をしても別居や離婚となった場合に、届出制度と在留資格取消制度による厳しい義務規定によって移住女性が日本から追い出すターゲットにされることである。在留資格

許可の運用においても、別居中の女性の配偶者資格更新が不許可になったり、係争中の女性が3ヶ月の短期滞在（就労不可）しか与えられないなどのケースが最近出ている。今後在留カードに切り替わり就労不可が徹底されると、争う権利どころか、日本で生存する権利も奪われてしまう。この問題についてここ1年間法務省と協議を続け、色々な約束もさせてきたが、最近1ヶ月間でそれが消し飛んでしまっているような運用状況も見られる。

今後の取組みとして、全国のネットワークの力を使い、実際に起きる様々なケース、現在の運用状況について情報共有し、きちんと相談対応できる体制を強化していくことが大事だ。そして不当な泣き寝入りにならないよう、たとえば在留資格取消しも罰則適用もできるだけさせないようにしていくべきだ。

▼ 各地域における実践

6月6日移住連省庁交渉の報告がなされた後、各地域における実践について報告が続いた。神奈川人権センターは県下の自治体全てに対して、非正規滞在者に対する行政サービス実施のための記録の保全等に関する要望書を提出した。熊本では住基法改定に関連して県下45市町村に対してアンケートが行われ、その結果報告とともに、この間地域で取組みを進める中で外国籍当事者が自ら問題意識を持って行動し始め、今後外国籍住民が地域の主体として登場できるような組織化や連帯の可能性が芽生えてきていることが語られた。アンケート活動は大阪でも複数の団体が共同で進めていることも報告され、このような地域単位で取り組む丁寧な調査・要請活動が今後より重要となっていくことが全体で確認された。

最後に、改定入管法附則第61条（政府は施行後3年を目処に施行状況を勘案し、必要があれば法規定を検討、必要な措置を講ずる）に触れて、私たちが次に目指すのは3年後、人権侵害となる条項を全部外させることで、そのためにも今後具体的な事例を通して問題性を明らかにしていこうという訴えでこの全体会が締めくくられた。

記録 金 朋央（コリア NGO センター）



神戸、新潟、東北と続いた被災地の経験をリレーしながら、災害時の外国籍住民支援について、時代や社会環境に対応した変化を感じるとともに、参加者一人ひとりが地域づくりへの意欲をかき立てることができる刺激的な分科会でもあった。

当分科会は、神戸青年学生センター長・飛田雄一さんによる進行のもと、大阪大学グローバルコミュニケーションセンター・吉富志津代さん、東北大学大学院法学研究科 GCOE フェロー・李善姫さん、長岡市国際交流センター長・羽賀友信さんが相次いで報告を行い、参加者との間で質疑や意見交換が行われた。

阪神・淡路大震災の経験から「住民自治の意識」を教訓として得たという吉富さんは、「マイノリティの視点」が、多数者が見えにくい部分への気付きを与えてくれることに気付いたという。そのため、東日本大震災の支援に当たっては、多言語情報の提供だけでなく移民コミュニティへの支援を通じて外国籍住民自身が地域の力になることを目指す、双方向のエンパワメントに力を入れて支援した。日常からの住民自治を通じ、多様なアクターの誰もが排除されない社会づくりをしていくことの大切さを説明した。

東北地方の被災状況を間近に見てきた李さんは、東北の外国人女性の多くが地理的に点在し日本式の通称名で呼び合うなど“不可視化”しており、外国人ネットワークが機能しにくい現状を指摘した。一方で、外部からの支援による「媒介力」が外国人女性の社会参画になるつながる事例もあるが、「媒介力」には、持続可能性とエンパワメントの2つのキーワードを満たす必要があること、地元の外国人自助グループ・

外部 NPO・地元の日本人サポーターグループ（または行政）の連携の必要性などについて説明した。

中越・中越沖の2つの大地震を経験した新潟県で多言語支援センターを運営し外国籍住民を支援した羽賀さんは、東日本大震災のような広範囲の災害では、外国籍住民だけに特化した仕組みでは対応が追いつかなかったことを指摘した。公設民営による外国人、子ども、障害者、要介護者、IT 専門家などの専門性を持つボランティアをトータルマネジメントできるバックアップセンターの仕組みづくりを訴えた。

各報告者による討論と参加者との質疑を受け、コーディネーターの飛田さんは、災害の前の状況が災害の最中にそのまま反映されることや、災害が発生するまでにいかにそれに備えるかの意識が大切であることを指摘した。

飛田さんのまとめでも触れられたが、1995年の阪神大震災の時代にはインターネットも携帯電話もなく、ボランティアや NPO の概念も今より希薄であった。報告者の発表からも、それぞれの被災体験の時代背景が違うことを感じる事ができた。

しかし、時代の変化に関わらず、災害への備えはつまるところ日頃からの地域コミュニティのあり方という点に集約される。それぞれの地域には外国籍住民だけでなく、子どもやお年寄り、障害者、病気の人など、多様なマイノリティが存在している。誰もが排除されない地域づくりを普段からいかに進めるか、参加者一人ひとりがそんな課題と向き合うことのできた分科会であった。

記録 金子 博昭（全国ワークショップ新潟実行委員会）



分科会 2

「女性」

◆新潟ヘルプの会の紹介

西澤真知さん（ウィメンズサポートセンター）

1991年から、出稼ぎ女性、農村花嫁、管理売春の被害者等を支援した。新潟は家父長制が残る地域で、孤立した外国籍花嫁が姑を致傷させる事件もあった。730通達（注）、DV防止法の情報が徐々に広がり、離婚、DVの相談が増え、最近は子どもに関する相談が入る傾向にある。

ウィメンズサポートセンター新潟では外国籍者の相談が2割を占める。司法支援を行う中で「ハーグ条約」と「面接交渉」が大きな課題と認識している。ハーグ条約が批准されると、DVから逃げた被害者が「犯罪者」となり、逃げるのが困難になる。面接交渉により、DV加害者に子どもを奪われたり、母子が家に戻されたりするケースも多いが、この問題が司法関係者にすら理解されていないのが現状である。

◆改定入管法が移住女性に及ぼす影響と

必要な取り組み 山岸素子（カラカサン）

ここ10年ほどで、DV法、人身取引対策、男女共同参画基本計画等、移住女性への支援が進んできたが、入管法改正は著しい権利の後退である。移住女性への影響としては、届出義務、取消事由拡大によって在留資格が不安定化するためDV被害が助長されるおそれがある。①届出義務：住所地の変更（14日以内、すべての中長期在留者）、配偶者との離別・死別（14日以内、「日本人配偶者」「永住者の配偶者等」「家族滞在」等）。②取消事由拡大：「日本人配偶者」や「永住者の配偶者」が配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6ヶ月以上行わないで在留しているとき、住所地の新規および変更の届出を90日以内に行わないとき。

運用面でも厳格化しており、2009年頃より、日本人配偶者等の在留資格更新で、夫婦としての実態がないと見なされると、不許可にされている。別居中・係争中の更新も不許可となり、短期滞在が付与されるケースが増えた。従来は、離婚しても在留期限までに生活を安定させる時間があったが、今後は離婚・

別居後すぐに届け出が必要になる。夫婦関係の不安定さが在留資格の不安定さに直結し、夫婦間で力の格差が出てきてしまう。

女性プロジェクトでは、①取消の対象外となる正当な理由についてのガイドライン化、②日本人配偶者から定住者への変更許可基準のガイドライン化、③当事者への情報提供、④DV被害者への配慮についての周知徹底を法務省に要請した。

◆ハーグ条約の問題点 大貫憲介弁護士

条約批准は国際公約となっており、国内法案が提出済である。結婚は要件ではなく、①子どもがいること、②LBP（別居親）と子どもが別の国にいること、③締約国間であることが要件である。適用形態は、LBPに戻せという返還命令、面会交流がある。問題点としては、①相手の同意を得ないで、子の移動、留置（LBPと別の国に子どもを留め置く）をすることを一律に違法としている。②ハーグ条約は子の福祉を考慮することを禁止している。③子の虐待が例外事由とされていない（「重大な危険」が要件とされているため限定的）。④DVは例外事由として規定されていない。⑤返還後の子の福祉が確保されていない。⑥返還後の適正な審理が保障されない。⑦所在捜索や返還の執行が人権侵害的ということ等がある。

以上の報告を受けて参加者で議論した。特にハーグ条約については国内法について今回初めて内容を知った参加者が多く、今後の取り組みが必要との意見が出された。

（注）法務省入国管理局通達「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱について」（1996年7月30日）。日本人の実子を扶養する外国人親の在留資格について、未成年かつ未婚の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人親について、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に当該実子を養育、監護していることが確認できれば、「定住者」（1年）への在留資格の変更を許可する、とした通達。

記録 尾上皓美（移住連・女性プロジェクト）

分科会3

「医療」

分科会では、新しい入管法が外国人の医療に与える影響、新潟の事例報告、医療通訳士の問題、そして参加者による各地からの重要課題の提起が行われた。入管法の問題では、非正規滞在者が外国人登録証明証で行ってきた住所確認を今後どうするのか、という問題提起がなされた。そして2009年から新潟で行われている医療相談についての詳細の報告が地元新潟の福島祥紘さんからなされた。2012年6月10日には、第5回医療相談会が実施され、初めて乳がん検診、血液検査も行われた。通訳の向上の余地があったことやアフターケアをしっかりとすることが課題として浮かび上がった。

その後、参加者で医療通訳の現状と方向性が話し

合われた。医療通訳は国レベルで制度化すべきという意見や、現状では通訳者の数と質が確保できないといった意見が出された。また、インターネットを利用した遠隔通訳という取り組みがあることが共有された。

各現場における最重要課題の共有が分科会の終盤に行われた。外国人特有の問題としてコミュニケーションがうまくいかない（訴えを伝えられない）ことと情報が得られないことといった問題が挙げられ、社会から孤立していくのはもちろん、それが生活習慣病やうつ病の原因にもなっているのではないかという提起がなされた。

最後に、自治体と民間がより密接につながり、医療制度を確立していく必要性が共有された。

*大曲由起子（移住連）（あべやすしさんの記録を元に作成）

分科会4

「教育」

分科会では、まず地元の状況報告（佐々木香織さん）、そして全国的な状況報告（鈴木江理子さん）が行われ、参加者を交えた議論が行われた。新潟に住む外国ルーツの子どもの教育の現状として、学校での日本語支援、教科学習指導、高校入試時の配慮が不十分である点が挙げられた。さらに、新潟では子ども（とその親）が分散して住んでおり、その声を集約しにくいこと、支援のためにも必要な統計が十分でないこと等が話された。

次に、全国的に見られる現状と取り組みの限界について議論された。外国ルーツの子どもの教育は、制度的にも実際にも不平等な状況であること、地域によって抱える問題が異なること、そして高校入試の特別制度については、特別枠、ルビ付き、国籍取得後の特別制度の利用の制限など、様々な論点が挙

げられた。また、単に高校進学率を上げれば良いだけでなく、並行して受験方法（選抜方法）の壁や、入学後の受け入れ態勢、高い定時制進学比率や退学率、実際の学力にあった高校へ進学する事ができているのかどうかといった諸問題についても提起された。

さらに、「教育」問題の提起だけでは完結せず、その背景としての子どもが生きる環境についても議論されるべき点も挙げられた。例えば、家族が引っ越しを重ねること、父母の厳しい労働環境、複雑な家族関係などを考慮せねばならない。社会が外国ルーツの子どもの特性を生かせるような仕組みを作るため、そして次の世代をステップアップさせていくことのできる制度作りのためには、このように幅広い視野や連携が必要である。

*大曲由起子（移住連）（佐々木香織さんの記録を元に作成）

分科会5

「労働・技能実習制度」

この分科会の参加者は、大半が労働組合関係の実務者だった。

前半は、労働現場の最前線で現在深刻な問題になっている非正規労働者の「偽装請負・偽装派遣、有期雇用における使用者責任の拡大」の闘いに関して、これまで行われてきた裁判闘争の成果と課題について神奈川シティユニオン・村山敏氏から基調報告がなされ、議論された。

この問題では、現在の司法の状況から裁判闘争に偏ることなく、元請、親会社、大手株主、会社役員などに対する団体交渉、大衆行動などを組合せて行うなどの戦略、戦術が重要であることが確認された。

後半は「外国人技能実習生制度改定後の現状と課題」外国人研修生ネット・蜂谷隆氏、「現代日本の奴隷制としての外国人技能実習生制度」全統一労組・中島浩氏から基調報告と問題提起がなされた。

その後、近年相談が増加している北陸での事例報告を外国人研修生権利ネット・福井の高原一郎氏、関東地域では岐阜一般労組・外国人支部の甄凱(ケンカイ)氏から報告を受け、議論を行った。

技能実習生は、2011年から再び増加してきているが、中小・零細企業の協同組合が行う団体管理型が多く、賃金が低下傾向にあることや、国別では、中国が急速に増加、続いてベトナムとなっていること。業種別では、衣類・繊維業種が多く、食品製造業が続いているが、近年農業関連が急増している等の指摘がありました。

また、2010年の制度改定に関して、研修生が1年目から労基法の適用を受けることになったが、職種制限の無い「1年限定(低賃金)労働者」を増やすことになっている。さらに受け入れ機関の対応、態度が悪質化している傾向や、入管当局の対応も異議申し立て者の早期帰国強要や受け入れ機関に対する対応も緩くなっているなど問題点が指摘されました。

送出し機関側の問題として、実習生に権利制限の契約・誓約書を結ばせることが増加しており、紛争解決に際しては、今まで以上に保証金の没収、違約金等につながる事のないよう十分な対応の必要性が指

摘されました。

現在増加中の農業分野の問題では、労働基準法41条の労働時間、休憩、休日に関する適用除外問題に関し議論がなされました。現行の法令下では、1日8時間週40時間に準拠するよう交渉するとともに、長時間過重労働の目安、月80～100時間を超える残業等を参考に対応する必要があるが、今後の課題として1994年に林業が労基法の完全適用になったことなど参考に法改正を目指すべきではないかとの意見も出されました。

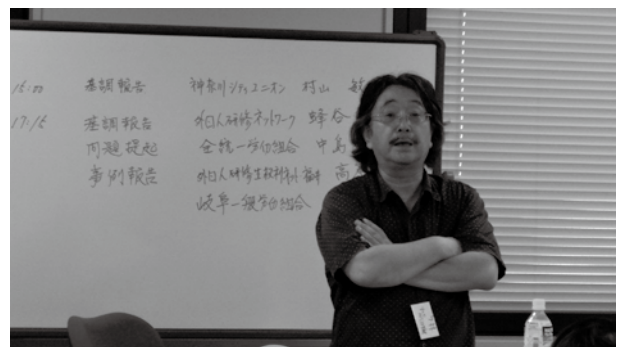
最後に、都市部における日系外国人労働者問題の他、実習生問題が多く発生する地域と少ない地域があることの分析、さらに都市部から農村部へと問題地域が移動している傾向があるが、運動体側のネットワークの構築の必要性などが指摘されました。

全体として時間が不足し、問題点が多く指摘されたにもかかわらず議論を深めることができなかったのは残念でした。

<参考> 林業労働の労基法完全適用は1994年ですが、これは衰退する日本の林業(国産材の急騰、外材の輸入、さらに林業労働者の高齢化と減少問題)の再生のため1964年林業基本法が制定され、林業労働者の育成・確保と労働環境の整備が国の施策として打ち出された以降の動きの中で、実現しました。

現在の農水産業の衰退と今後の振興を考える時、新規参入と就労者確保のための施策として労働基準法の完全適用が必要となるのではないか、そういった取組が期待されます。

記録 高橋正博(にいがたユニオン)



「難民・収容」

日本における難民問題は難民申請者の問題といっても過言ではなく、日本に庇護を求める多くの難民申請者のほとんどは、首都圏に集中し、収容に怯え非正規滞在者として長い年月を社会保障の枠組みから疎外されたまま過ごさなければなりません。

この度の全国ワークショップ新潟「難民・収容」分科会では、前半において、血の通った難民受け入れの基盤作りは地方に可能性を秘めているのではと、今回は新潟県という地方都市の地域性も考慮し、長野県松本市での受け入れの試みにも力を尽くされた、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 前駐日代表の滝澤三郎先生に講師をお願いしました。滝澤先生が日本の「難民鎖国」状態を破り、タイ国境メラキャンプのカレン民族難民に日本への第3国再定住への道を開く「難民開国」の扉を開いた功績は、韓国など近隣諸国から「人権の勝利」と高く評価されています。

Mネット6月号には「第三国再定住の見直し—難民も来てくれない国からの脱却を目指して—」をご寄稿いただいておりますが、実際、再定住難民第一陣上陸後の家族の定住には様々な問題が発生し、多くの課題が提起されています。第一陣受け入れからの痛い教訓を踏まえ、様々な受け入れ体制改善がなされましたが、滝澤先生を中心とした、第二陣家族の地方都市松本への定住の試みは、受け入れ側、難民当事者側の各々の思惑のズレなどから、再定住難民家族第二陣も結局首都圏に落ち着くといった結果に至りました。UNHCR 駐日代表に就任直後から取り組まれた再定住難民受け入れについて閣議決定経緯から現在の問題まで詳細に渡った内容の講義は非常に多くの示唆を含み、難民支援活動に取り組む上での様々なヒントを頂きました。日本の再定住難民受け入れは人道支援政策なのか移民政策の一環なのかの議論を通

しての受け入れ基準の見直し、長期にわたる社会統合支援に向けた官民の連携体制の構築が必要であること、まさに一言一句うなずきながら拝聴しました。

ただ、難民支援活動者の多い、大阪、名古屋、東京からのアクセス（交通費、時間）の問題や東京では他団体の難民学習会と重なっていたこともあり滝澤先生の講義を多くの方々と共有できなかったことを残念に思っています。

後半、改定入管法による在留カード制度施行、外国人登録制度の廃止により、帰る国のない難民申請者が、現在自治体を通して受けているサービスを続けて受けることができるか危惧されること、就労権を伴う正規滞在化の必要を訴えました。まもなくロンドンへの留学を控えた学生参加者からは難民のための施設「レセプションセンター」等への保護が日本ではなされないのかといった質問も投げかけられ、参加者から入管職員の被収容者への接遇態度に疑問があるという発言、入管側との研修内容開示にかんする交渉報告もありました。収容と仮放免の繰り返しの中で人間関係の構築もままならず疲弊し、心身の荒廃を招いている難民申請者に新在留カード制度が新たな苦しみを与えることが予測され、運用においてノン・ルフールマン原則、そして無国籍になっている多くの難民申請者の子供たちの人権が守られるべく児童の権利条約の遵守を強く望むと共に、帰れない難民申請者の一日も早い正規滞在化を願いつつ会を閉じました。

末筆ながら、お忙しいところご講義をお引き受け下さり、この度のワークショップを機に、移住連会員にご登録くださいました滝澤三郎先生に心から御礼申し上げます。

記録 佐藤直子（難民・移住労働者問題キリスト教連絡会 事務局長）



分科会7

「貧困」

貧困分科会では、これまで3年の活動経験を踏まえて以下の報告を行った。(1) アドボカシーの教訓。(2) 2005年国勢調査から新たに明らかになったこと。(3) 女性の貧困とアクションリサーチ。

(1)と(2)はいわばセットであり、アドボカシーに際してデータを突きつけることにより、官庁も「問題の所在」を認めるという効果がある(問題の原因が自らにあることを認めるわけではないが)。だが、現実効果的な対策を引き出すには、単に「問題の所在」を認めさせるだけでは十分ではない。省庁交渉に行けばわかるように、移住者に関わる行政部局は細分化され関連部局間の調整もなされていないから、「問題の解決」に向けて動くようにはならない。このような縦割り行政の構造に矛盾しない形で「問題の解決」案を提示し、できれば既存の事業の延長として新たな対策に結び付けることが必要となる。

貧困プロジェクトは、アドボカシーを大きな目的として始まったが、「問題の所在」を適切に指摘すれば問題の解決に向けた措置がなされるというナイーブな認識で活動してきた。学校基本調査のデータでは外国人との進学格差を認めなかった文科省も、国勢調査のデータによって「格差の所在」は認めるようになった。その上で、「問題の解決」に向けた対策をとらせるためのノウハウを身につけて初めて進学対策が実現するが、中央省庁の動きは常に鈍い。

こうした報告に対して、地方自治体レベルからアドボカシーを進めたほうがいいのか、という意見が出された。過去の経緯からすれば、移住者政策は地方

から進んで国に問題提起してきたのであり、自治体への働きかけこそが王道ともいえる。その意味で、自治体に対しても省庁交渉と同様の総合的な交渉の場を持つようにすることが必要で、一部の自治体で行っている経験を共有して広げることが課題となるだろう。

後半は、フィリピン人シングルマザーの貧困問題と、それを乗り越える試みとしてのカラカサンのフェミニスト参加型アクション・リサーチについて報告した。移住女性は、シングルマザーになる前から、夫が妻にお金を渡さないなどの理由で貧困を経験している。そうした場合DV被害を受けている場合も多いが、離婚や別居が在留資格の喪失を意味するがゆえに、逃げる決断ができない。アクション・リサーチは、女性が暴力から逃れられない要因をさぐり、暴力的な関係から脱する制度的環境を整えるべく、移住女性みずからが政府に働きかけることを目標としている。しかし、省庁交渉などの場で使われる日本語を習得することは難しく、また、個人の問題を超えて、移住女性の権利という集合的な問題として、役人を説得することはさらに難しい現状が紹介された。

これに対して、移住女性当事者がそこまで達成するハードルは高すぎるため、日本人支援者がやってもかまわないのではないか、という意見が出された。一方で、アクション・リサーチによって、移住女性が日本人や男性に心理的に従属している状態を脱する方法についても関心が寄せられた。

記録 稲葉奈々子・樋口直人(移住連国際人権部)



「包括的移民政策」

国連移住者の人権特別報告者は2011年5月、日本に対して「包括的移民政策の構築とそれを実施する機関の設置」を勧告した。移住連は従来からその必要性を指摘してきたが、政策提言の最新(2009年)版でも、組織形態や設置へ向けたステップなど具体的な提言は示せていなかった。移住連は勧告実現へ向けた手始めとして、昨年末、国際移住者デー記念シンポを行ったが、本分科会は、その議論をさらに煮詰めていくことを目指した。

渡辺英俊さん(移住連共同代表)は報告「政策転換を担う政府機関構築への提言(試案)」で、4ステップのプロセス—非正規滞在者の正規化(アムネステイ)→法制整備の準備(移民に関する基本法制審議会の設置等)と政府機関の整備(内閣府に多文化共生局を設置)→基本法制の整備(外国人・民族的マイノリティ基本法等)と政府機関の整備(多文化共生庁の設置)→移民省の設置—を提案した。

郭辰雄さん(コリア NGO センター代表理事)には、政府内で移民庁設置へ向けた検討を始めた韓国の事例から見た展望をお願いした。報告では、在韓外国人の急増—1990年末段階の4万9500人から、2009年5月時点の110万6900人(23倍増、総人口の2.2%)へ—、韓国社会の少子化と結婚移民の

増加という中で、在韓外国人処遇基本法(2007年)や多文化家族支援法(2008年)などの法制度や機関が整備されてきた過程を紹介し、韓国社会が多文化政策に転換した背景として、韓国人が自らの手で民主化を獲得した80年代以来の経験と市民社会の成長が大きいとした。

井口泰さん(関西学院大学経済学部教授)は、「制度的インフラ整備と国・自治体の連携のあり方」と題して報告。外国人集住都市会議のアドバイザーを務めてきた経験から、国の諸機関と自治体の連携のあり方を探求することの重要性を指摘した。自治体をベースに発展してきた日本の多文化共生が国レベルで実効性あるものとなるには、権利の尊重と義務の履行のための制度的インフラの構築が必要だとしつつ、自治体、市民団体や民間企業からの派遣者を職員に含む、内閣府の外局としての移民庁の組織図案を提示した。

参加者からは、地方政府の政策が中央政府に反映していかなばならないなどの意見も出て、一般向けに行った昨年末のシンポジウムに比べ、参加者間で忌憚のない意見交換ができ、議論をより詰めることができたと思う。今後また議論を発展させていきたい。

記録 岡本雅享(移住連事務局)



分科会9

「入門編」

まず佐藤信行さん(在日韓国人問題研究所)が、「日本社会の心の壁／言葉の壁／制度の壁」と題して報告した。

1980年代前半までは「在日外国人＝韓国・朝鮮人」だったが、1990年代以降、アジアや南米からの移住労働者・移住者が急増して、外国人登録者数は1990年から毎年増え、在日韓国・朝鮮人が減る一方、中国、ブラジル、フィリピン、ペルー人が増え、その出身国もほぼ全世界の国々となった。国際結婚も急増し、ピークの2008～09年には年間17組に1組となり、「ダブル」の子どもたちも急増している。さらに日本国籍を取得する外国人も年間約1万人になり、外国にルーツを持つ「日本国籍の外国人」は、80万人以上いると言える。

外国籍の子どもたちが直面する「法の壁」を見ていくと、在日コリアンのように4世、5世になっても外国籍のまま、基本的な権利が制限あるいは否認されている状況がある。また、日本で生まれたニューカマーの「ザイニチ2世」であっても、基本的な権利が制限されている。その端的な例として、改定入管法が挙げられる。そこでは、厳しい罰則規定が設けられると共に、在留カードには「就労制限の有無」が記載されるが、これは、外国人を労働力商品とみなすものである。

東日本大震災の被災者には、東北の農村・漁村に1990年代国際結婚で来た移住女性が多い。彼女たちの多くは、日本語を話すことはできても、日本語の読み書きができない。また彼女たちのほとんどは、村落共同体の中で「日本人の妻」として生きることを強いられてきた。そこに、日本社会の「心の壁」を感じる。

韓国では、2000年以降、外国人の人権に関わる法制度を次々と作ってきた。しかし日本では、いずれも実現していない。国内人権機関や外国人労働者基本法、人種差別撤廃法などが実現される必要がある。

次に、中島由美子さん(全国一般労働組合東京南部)が「労働相談をはじめよう」と題して報告した。

日本国憲法は第27条で働く権利、第28条で労働者の権利を定めているが、労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)は労働の基礎知識として、学校で教えてほしい。外国人の労働相談には労働基準法第3条が大切だ。この労働基準法に国籍は関係ないからだ。

日本の労働力の減少を外国人に補ってもらっている中で移住労働者の労働相談は、大切な役割だ。移住労働者の労働相談では、1990年代はオーバーステイがほとんどで、労働災害、賃金未払いの問題があったが、今では、それらが日本人も直面する問題となった。

最近では、いじめ・嫌がらせ・ハラスメントの相談が増えている。外国人のうつ病も増えてきた。弱い立場の人たちへのいじめを類型化すると、①競争させ、排除するといういじめ、②労働者を消耗品として使い切るためのいじめ、③職場の中で個人請負型の労働で何も教えないいじめ、となる。

労働相談を受けるときの基本は、話を聞くこと。とりとめない話でもその中から問題を見つけていくのが相談員の役どころだ。外国人と同じ目線に立って、その人自身が持っているものを引き出し、その人が主体的に動けるようにする。また、相談を受けるほうが立場が上であろうとすると、相談者はその人に完全に依存してしまう。同じ目線で話し、根気よくコミュニケーションをとるのが労働相談だ。

日本の職場では、「外国人はお客さん」という感覚が日本人にあり、それが社会保険に外国人は入らなくても良いといった発想につながっている。日本人の頭の中から変えていかなければならない。

記録 中山利則(にいがたユニオン)

